

令和3年度沖縄地方最低賃金審議会
第6回沖縄県最低賃金専門部会議事要旨

1 開催日時 令和3年8月6日(金) 15:00～16:20

2 場所 那覇第二地方合同庁舎1号館 大会議室

3 出席者

公益代表委員 3名(島袋秀勝、上江洲純子、城間貞 敬称略)

労働者代表委員 3名(砂川安弘、津山誉輝、石川修治 敬称略)

使用者代表委員 3名(佐久本和代、親川進、田端一雄 敬称略)

4 議題

(1) 地域別最低賃金の発効日について

(2) 改正額の提示及び調整

(3) その他(結審の場合、部会報告書作成、答申)

5 議事要旨

(1) 最低賃金の効力発生日(最低賃金法(昭和34年法律第137号)第14条第2項)について議論したが、以下のとおり意見の一致が見られなかった。

・使用者側委員：コロナ禍の長期化に伴い、県内の経営環境が悪化し、経済再生までに相当の期間を有する現状を鑑み、こうした特殊な状況下においては、改定された最低賃金の発効日については、令和4年4月1日とすることを求める意見があった。

・労働者側委員：労働者の権利確保のため、早期発効を求めており、従来どおり最短である法定発効日からの発効を行うべきとの意見があった。

結論は、労使意見は一致せず、発効日の延期は困難とのこととなり、部会長より、発効日についての議論の中身は、労使それぞれの意見、両論を併記する形で本審に報告するという提案がなされ、全委員が了承。

(2) 公益代表委員が、使用者代表委員、労働者代表委員に対し、調整を行ったが、意見一致せず。使用者代表委員、労働者代表委員ともに次回までに改めて検討することになった。

使用者側：792円を維持(ただし、公益委員が792円を28円引上げ820円が相当であるとの見解を示し、使用者側が持ち帰って検討することになった)

労働者側：+38円(830円、前回の第5回専門部会に同じだが、公益委員が使用者側意見を労働者側に伝えたところ、労働者側も28円引上げ案を検討することになった。)

以上